

心理的負荷の強度の修正等の目安（案）

○ 心理的負荷が極度に該当

強姦や、本人の意思を抑圧してのわいせつ行為などのセクシュアルハラスメントについては、その出来事だけで心理的負荷の強度を「強」と判断できる、現行の「特別な出来事等」に該当するように定める。

○ 行為の態様や反復継続の程度等を要素として、Ⅲ（強い心理的負荷）に修正

- ・ 胸や尻への身体接触を含むセクシュアルハラスメントであって、継続して行われた、又は単発であっても会社に相談しても対応・改善されなかった、若しくは会社への相談等の後に職場の人間関係が悪化した事案
- ・ 身体接触のない性的な発言に限るセクシュアルハラスメントであって、発言の中に人格を否定するようなものを含みかつ継続してなされた、又は性的な発言が継続してなされかつ会社に相談・抗議しても対応・改善がなされなかった事案

○ 修正しないもの（平均的な強度が当てはまると考えられるもの）

- ・ 胸や尻への身体接触を含むセクシュアルハラスメントであっても、行為が単発であって、会社に相談した結果適切な対応がなされた事案
- ・ 身体接触のない性的な発言に限るセクシュアルハラスメントであって、性的な発言が単発でなされた、又は複数回行われたものの会社に相談した結果適切な対応がなされ発病前にはそれが終了した事案

○ I（弱い心理的負荷）に修正

- ・ 「〇〇ちゃん」等のセクシュアルハラスメントに当たる発言をされた事案
- ・ 職場内に水着姿の女性のポスター等を掲示された事案